

2022年度下半期

(単位：件)

		医療保険	その他	合計
		がん保険	(注)	
お支払い件数		13	4	17
お支払対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0
	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	支払事由非該当	1	1	2
	免責事由該当	0	0	0
	合計	1	1	2

(注) その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護保険等のことをいいます。

半期毎の時系列推移表

年度	半期	お支払い件数	お支払対象とならなかった件数
2008年度	下半期	45	13
	上半期	28	7
2009年度	下半期	48	6
	上半期	42	6
2010年度	下半期	28	19
	上半期	56	11
2011年度	下半期	91	16
	上半期	72	11
2012年度	下半期	65	23
	上半期	80	19
2013年度	下半期	57	15
	上半期	68	12
2014年度	下半期	64	7
	上半期	62	9
2015年度	下半期	67	10
	上半期	46	7
2016年度	下半期	53	9
	上半期	52	7
2017年度	下半期	54	2
	上半期	26	4
2018年度	下半期	46	8
	上半期	49	4
2019年度	下半期	39	3
	上半期	27	2
2020年度	下半期	21	1
	上半期	30	1
2021年度	下半期	32	3
	上半期	25	6
2022年度	下半期	17	2

用語の解説

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただかなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。